

令和3年10月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

製薬企業から日本医師会へ医療用医薬品の供給不足等に係る情報を  
提供された場合のメンバーズルームへの公開について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政 昭

(公印省略)

製薬企業から日本医師会へ医療用医薬品の供給不足等に係る  
情報を提供された場合のメンバーズルームへの公開について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

医療用医薬品の供給状況については、一部品目の製造・供給停止や出荷調整が相次いでおり、製薬企業からの供給再開時期や代替薬等に関する情報提供が不十分であるなど、現場の医療機関に混乱をきたしています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省医政局経済課により、医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応の一般的な手順（医療用医薬品の供給不足時の対応スキーム）が策定され（令和3年6月2日付（地116）の文書を以て、貴会宛てに送付済み）、当該スキームに則した対応が行われてきているところです。（令和3年9月3日付（地273）の文書（アルファカルシドール製剤）や令和3年9月10日付（地291）の文書（デキサメタゾン製剤）等を以て、貴会宛に送付済み）

今般、本会といたしましても、当該スキームに基づき製薬企業から本会宛へ情報提供がされた場合は、本会ホームページのメンバーズルームにて情報を公開することといたしました。掲載URLにつきましては、追ってご連絡いたします。

併せて、これまでの供給不安に関する事例（セファゾリン、アルファカルシドール製剤等）のように、市場占有率の高い品目が出荷調整や回収の対象となる場合、当該品目だけでなく、他社品目や同種同効薬についても通常どおりの供給が難しくなることが考えられます。改めまして、医療機関の先生方におかれましては、こうした品目について、患者の適格性、長期処方の見直しおよび処方の必要性の検討を積極的にお願いたします。